

常任委員会の充実及び定例会日程の見直しについて

【常任委員会の充実(議案等審査時の質疑と討論の分割)】

1 試行方法案での委員会審査イメージ

<p>議題宣告</p>	<p>【委員長発言】 議案第〇号・令和〇年度千葉市一般会計補正予算(第〇号)中所管についてを、議題といたします。当局の説明をお願いいたします。</p>	
<p>議案説明</p>	<p>【執行部発言】 議案第〇号・令和〇年度千葉市一般会計補正予算(第〇号)中所管について説明いたします。まず、〇〇施設の大規模改修についてご説明します。</p>	
<p>議案審査</p>	<p>【質疑】 一問一答・一括質問の選択制 ※一問一答の場合は答弁含め概ね30分以内</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【委員長発言】 ただいまの説明に対し質疑に入ります。なお、賛否表明・意見要望に関する発言は、質疑を行う委員の発言が全て終了した後に、お願いいたします。それでは、質疑がありましたらどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">パターンA(質疑・討論ともに有)</p> <p>【A委員発言(質疑)】 一問一答でお願いします。〇〇施設の昨年度の利用者数をお示してください。</p> <p>【執行部発言】 昨年度利用者数は、約1万5千人となっております。</p> <p>【B委員発言(質疑)】 一問一答でお願いします。〇〇施設と類似の市内施設数を伺います。</p> <p>【執行部発言】 市内〇箇所類似施設がございます。</p> <p>【委員長発言】 ほかになければ質疑を終了いたします。次に、本議案(発議・請願・陳情)に対する賛否表明・意見要望があれば、概ね3分以内で、ご発言をお願いします。</p> <p>【A委員発言(賛否表明・意見要望)】 〇〇施設は市民の憩いの場であり、より一層、利便性の向上を図ることを求め、本議案には賛成いたします。</p> <p>【B委員発言(賛否表明・意見要望)】 本議案には賛成ですが、今後、計画的な維持修繕を求めておきます。</p> <p>【C委員発言(賛否表明・意見要望)】 大規模改修にあたっては近隣住民への配慮に留意することを求め、本議案に賛成します。</p> </div> <div style="width: 45%; border-left: 1px dashed blue; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">パターンB(質疑無・討論有)</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <p>質疑なし</p> </div> <p>【委員長発言】 質疑はないようですので、賛否表明・意見要望に移ります。本議案(発議・請願・陳情)に対する賛否表明・意見要望があれば、概ね3分以内で、ご発言をお願いします。</p> <p>【C委員発言(賛否表明・意見要望)】 大規模改修にあたっては近隣住民への配慮に留意することを求め、本議案に賛成します。</p> </div> </div>
	<p>【賛否表明・意見要望】 希望する場合、概ね3分以内で発言</p>	
<p>採 決</p>	<p>【委員長発言】 ほかにも、ご発言がなければ、採決いたします。おはかりいたします。議案第〇号・令和〇年度千葉市一般会計補正予算(第〇号)中所管についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。賛成全員。よって、議案第〇号は、原案のとおり可決されました。</p>	

2 試行方法案による委員会運営に関するQ&A

Q 議案等審査時の質疑と討論(賛否表明・意見要望)を分割することにした目的は？

- 試行方法案の目的は、疑問点を執行部に確認する質疑と、議案等審査で最も重要な議案等に対する賛否とその理由に関する発言を明確に区分し分かりやすくするためです。

Q 質疑の際の発言時間・発言方法は何か変わるのか？

- 試行方法案での質疑の際の発言時間・発言方法は、一括質疑の場合は3回までで時間制限は無し、一問一答の場合は答弁を含め30分以内としている現在の運用と変わりありません。

Q 討論(賛否表明・意見要望)は、委員全員に発言させる必要があるのか？

- 議案に対する質疑が終了した後、討論(賛否表明・意見要望)を行う委員を確認していただき、発言を希望する委員について概ね3分以内で発言を認めてください。
- 正副委員長席に用意するストップウォッチで発言時間を計測していただき、3分を超えてもまとめに入らない場合は注意をお願いします。

Q 軽微な議案等審査の際も、必ず質疑と討論(賛否表明・意見要望)の場面を分割するのか？

- 軽微な議案等であっても、議案等ごとに質疑と賛否表明・意見要望の場面は必ず設けていただきますが、実際には、質疑・討論とともになく、採決に至るケースもあるかと思えます。

Q 委員長は、委員が質疑中に簡易な要望等の発言をした場合、制止する必要があるのか？

- 質疑の流れから行う簡易な要望等の発言までを制止する厳格な運用は考えていません。賛否に関わるような発言があった場合には、討論の場面で発言するように促してください。

Q 討論(賛否表明・意見要望)は、議案等に対する委員同士の議論を行うことまで想定しているのか？

- 質疑と討論(賛否表明・意見要望)の発言場面を分割することで、将来的には委員間討議への発展も期待できますが、現時点では委員間討議の実施までは考えていません。